

## 令和2年度

### 寒川町国民健康保険運営協議会（第1回）会議次第

日時：令和2年 5月25日（月）

午後1時00分から

場所：議会第1・2会議室（3F）

1. 開会

2. 委嘱状の交付

3. 町長挨拶

4. 議題

（1）令和2年度国民健康保険料率（案）について . . . . . 資料1

（2）傷病手当金の支給と国民健康保険料の減免について . . 資料2

（3）令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について . . 資料3

5. その他

6. 閉会

令和2年度  
国民健康保険料率 (案)

## 保 險 料 需 要 額 ・ 目 標 収 納 率

(単位:円)

	予算額	基盤安定額 (軽減分)	目標収納率	保険料需要額
医療分	484,864,000	84,736,000	92.7%	614,455,232
後期高齢者支援金分	273,115,000	41,833,000		339,749,730
介護分	96,616,000	11,221,000		116,329,018
合計	854,595,000	137,790,000		1,070,533,981

## 保 險 料 按 分 率

(単位:円)

	所得割	均等割	平等割
条例上	50%	32%	18%
医療分	307,227,616	196,625,674	110,601,942
後期高齢者支援金分	169,874,865	108,719,913	61,154,950
介護分	58,164,509	37,225,286	20,939,223

## 被 保 険 者 数 ・ 世 帯 数

			令和2年度 本算定時(見込)	令和元年度 本算定時	増減
医療分 後期高齢者 支援金分	被保険者数	一般	10,377人	10,920人	-543人
		退職	0人	8人	-8人
		全体	10,377人	10,928人	-551人
	世帯数	一般	6,429世帯	6,706世帯	-277世帯
		退職	0世帯	3世帯	-3世帯
		全体	6,429世帯	6,709世帯	-280世帯
介護分	被保険者数	一般	3,011人	3,181人	-170人
		退職	0人	8人	-8人
		全体	3,011人	3,189人	-178人
	世帯数	一般	2,571世帯	2,742世帯	-171世帯
		退職	0世帯	3世帯	-3世帯
		全体	2,571世帯	2,745世帯	-174世帯

## 料 率 ( 案 ) 比 較

### 令和2年度料率(案)

		所得割率	均等割額	平等割額
医療分		5.20%	22,000円	20,700円
	前年比	0.20%	1,100円	300円
後期高齢者支援金分		2.70%	11,300円	11,000円
	前年比	0.00%	1,000円	900円
介護分		2.10%	11,300円	7,300円
	前年比	0.10%	1,500円	700円

### 令和元年度料率

		所得割率	均等割額	平等割額
医療分		5.00%	20,900円	20,400円
支援分		2.70%	10,300円	10,100円
介護分		2.00%	9,800円	6,600円

### 標準保険料率

		所得割率	均等割額	平等割額
医療分		6.26%	25,509円	17,092円
支援分		2.38%	9,525円	6,382円
介護分		2.20%	11,307円	5,643円

### 医療分

年度	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	保険料調定 見込額 (円)	1人当り		1世帯当り	
				保険料 (円)	前年比 (%)	保険料 (円)	前年比 (%)
令和2年度	10,377	6,429	628,396,392	60,557	103.39	97,744	102.52
令和元年度	10,920	6,709	639,633,280	58,574	104.71	95,340	103.90
平成30年度	11,462	6,987	641,149,970	55,937	105.99	91,763	72.46

### 後期高齢者支援金分

年度	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	保険料調定 見込額 (円)	1人当り		1世帯当り	
				保険料 (円)	前年比 (%)	保険料 (円)	前年比 (%)
令和2年度	10,377	6,429	313,982,840	30,258	103.34	48,839	102.48
令和元年度	10,920	6,709	319,724,570	29,279	103.77	47,656	102.96
平成30年度	11,462	6,987	323,414,560	28,216	99.04	46,288	96.83

### 介護分

年度	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	保険料調定 見込額 (円)	1人当り		1世帯当り	
				保険料 (円)	前年比 (%)	保険料 (円)	前年比 (%)
令和2年度	3,011	2,571	89,895,702	29,856	106.77	34,965	104.85
令和元年度	3,189	2,674	89,176,100	27,964	92.89	33,349	92.65
平成30年度	3,324	2,780	100,064,710	30,104	98.84	35,995	97.41

### 医療分+後期高齢者支援金分+介護納付金分

年度	被保険者数 (人)	世帯数 (世帯)	保険料調定 見込額 (円)	1人当り		1世帯当り	
				保険料 (円)	前年比 (%)	保険料 (円)	前年比 (%)
令和2年度	10,377	6,429	1,032,274,934	120,671	104.19	181,548	102.95
令和元年度	10,920	6,709	1,048,533,950	115,817	101.37	176,345	101.32
平成30年度	11,462	6,987	1,064,629,240	114,257	102.71	174,046	100.86

保険料算定基礎額の求め方

資料1-1

(歳入)

	県支出金	3,391,623,000円
一般会計 繰入金	出産育児一時金繰入金	12,600,000円
	財政安定化支援事業繰入金	13,517,000円
	基盤安定繰入金(支援分)	77,696,000円
	その他繰入金	28,776,000円
	職員給与費等繰入金	79,536,000円
	基金繰入金	200,000,000円
	その他歳入	64,993,000円
	計	3,868,741,000円

(歳出)

保険給付費	3,373,378,000円
事業費納付金	1,343,220,000円
保健事業費	56,278,000円
その他歳出	88,250,000円
計	4,861,126,000円

保険料算定基礎額		992,385,000円
内訳	医療分	569,600,000円
	支援金分	314,948,000円
	介護分	107,837,000円

料率の決め方の基本的な仕組み

歳出 納付金など支払わなければならない金額 4,861,126,000円	-	歳入 国や県の負担金繰入金など保険料以外で入ってくる金額 3,868,741,000円	=	保険料算定基礎額 992,385,000円
保険料算定基礎額 992,385,000円	÷	収納率の見込み 92.7%	=	保険料需要額 1,070,533,981円
保険料需要額 1,070,533,981円	×	所得割の按分率 50/100	=	所得割の最低需要額 535,266,991円
		均等割の按分率 32/100	=	均等割の最低需要額 342,570,874円
		平等割の按分率 18/100	=	平等割の最低需要額 192,696,117円

「医療分の算出イメージ」

加入者の所得総額 6,838,350,666円	×	所得割の料率 5.20%	=	所得割の総額 355,594,235円
所得割の総額 355,594,235円	-	限度超過額 29,568,772円	=	所得割の収納見込額(ア) 326,025,463円
被保険者数 9,754人	×	均等割の金額 22,000円	=	均等割の収納見込額(イ) 214,588,000円
加入世帯数 6,102世帯	×	平等割の金額 20,700円	=	平等割の総額 126,321,336円
平等割の総額 126,321,336円	-	特定世帯(※)に関する軽減額 8,073,000円	=	平等割の収納見込額(ウ) 118,248,336円

「収納見込額と需要額の比較」

保険料収納見込額(医療分) 658,861,799円	>	保険料需要額(医療分) 614,455,232円
保険料収納見込額(支援分) 329,532,181円	<	保険料需要額(支援分) 339,749,730円
保険料収納見込額(介護分) 94,041,184円	<	保険料需要額(介護分) 116,329,018円
保険料収納見込額(合計) 1,082,435,164円	>	保険料需要額(合計) 1,070,533,980円

※特定世帯  
同一世帯に属する国民健康保険の加入者が、後期高齢者医療制度に該当して移行したために、国民健康保険の加入者が1人になってしまった世帯

## 国民健康保険料試算

ケース1:4人世帯(夫婦、子2人) 妻、子2人は扶養

		令和元年度	令和2年度		
給与収入	3,750,000円	医療分	210,500円	219,460円	
給与所得	2,460,000円	支援金分	108,810円	113,710円	
世帯人数	4人	介護分	68,800円	74,630円	前年比
(介護該当)	2人	合計	388,110円	407,800円	19,690円

ケース2:2人世帯(夫婦) 2割軽減該当

		令和元年度	令和2年度		
給与収入	2,090,000円	医療分	97,410円	101,310円	
給与所得	1,283,000円	支援金分	50,290円	52,610円	
世帯人数	2人	介護分	32,180円	34,890円	前年比
(介護該当)	1人	合計	179,880円	188,810円	8,930円

ケース3:2人世帯(夫婦) 5割軽減該当

		令和元年度	令和2年度		
給与収入	1,500,000円	医療分	57,100円	59,390円	
給与所得	850,000円	支援金分	29,390円	30,840円	
世帯人数	2人	介護分	18,600円	20,220円	前年比
(介護該当)	1人	合計	105,090円	110,450円	5,360円

ケース4:1人世帯 7割軽減該当

		令和元年度	令和2年度		
給与収入	970,000円	医療分	12,390円	12,810円	
給与所得	320,000円	支援金分	6,120円	6,690円	
世帯人数	1人	介護分	4,920円	5,580円	前年比
(介護該当)	1人	合計	23,430円	25,080円	1,650円



事務連絡  
令和2年3月10日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対する  
傷病手当金の支給等について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第2弾一」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれたところです。新型コロナウイルス感染症に感染した被用者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。以下同じ。）に対する傷病手当金の支給について、管内における感染状況等を踏まえ、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険組合において御検討いただくようお願いしたいと考えております。

つきましては、下記のとおりとりまとめましたので、都道府県におかれては、管内市町村及び国民健康保険組合への周知をお願い申し上げます。

記

- 1 傷病手当金の支給については、市町村、後期高齢者医療広域連合又は国民健康保険組合は、条例又は規約の定めるところにより行うことができるとされているが（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第86条第2項）、国内の感染拡大防止の観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して別添のとおり傷病手当金を支給することについて検討いただきたいこと。

- 2 上記の傷病手当金の支給に要した費用については、市町村、後期高齢者医療広域連合及び国民健康保険組合への全額の財政支援を行う予定であること。  
この場合、支給額は給与収入の3分の2に相当する額とし、適用は本年9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間とするものであること。
- 3 上記の傷病手当金に対する財政支援の詳細や条例の改正例、事務処理等については、追ってお示しする予定であること。

## 1. 制度概要

- 国保制度等においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができることとしている（いわゆる「任意給付」）。

## 2. 新型コロナウイルス感染症に関する対応

- 国内の感染拡大防止の観点から、保険者が傷病手当金を支給する場合に、**国が特例的に特別調整交付金により財政支援**を行うこととする。

### ● 対象者

被用者のうち、**新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者**

### ● 支給要件

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

### ● 支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

※ 上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。

### ● 適用

令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6月まで）

## 事務フロー（例）

資料2-2

### 被保険者

#### ①傷病手当金支給申請書の提出

【留意事項】

- 支給申請書のうち、
  - ・被保険者記入用については、被保険者本人又は代理人の方が記入
  - ・事業主記入用については、被保険者から勤務先担当者に記入を依頼
  - ・医療機関記入用については、被保険者から支給対象者の療養を担当した医療機関に記入を依頼
- 支給申請書の様式については、市町村窓口を設置する、HPからダウンロードを可能とする、被保険者の求めに応じて郵送するなどの対応を行うこと
- 帰国者・接触者外来を受診することが出来なかった場合、事業所において、申請書の記載内容（休養期間等）を確認の上、証明をもらうことで足りることとする。
- 国保については、支給申請者は、その他の給付と同様に「世帯主」とする。そのため、世帯主以外の者が支給を受けるには委任が必要

### 市区町村

#### ②傷病手当金支給申請書の受理

【留意事項】

- 支給申請書については以下の点を特に確認すること
  - ・事業主記入用については、勤務状況（直近3か月間の就労日数及び療養のために休んだ期間）直近3か月に支払われた給与
  - ・医療機関記入用については、傷病名や労務不能と認められた期間等
- 直近3か月間において複数の事業所に勤務していた場合には、それぞれの事業主において申請書を作成する必要がある。
- 収入額については、通勤手当等の非課税所得を除いた額を事業主に証明していただくこととなる。

#### ④支給されたことを確認

【留意事項】

- 通帳記帳等により支給を確認

#### ③支給決定

【留意事項】

- 支給額は、（直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額）× 2/3 ×（療養のために休んだ日数）により算出すること。
- 支給額、支給日（振込予定日）等を記入した支給決定通知書を支給対象者に対して送付すること

保国発 0501 第 1 号  
令和 2 年 5 月 1 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る  
国民健康保険料（税）の減免に対する財政支援の基準について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）（以下「保険料（税）」という。）の減免に対する令和 2 年度国民健康保険（組合）災害等臨時特例補助金（新型コロナウイルス感染症対応分）の交付基準については、別途通知する交付要綱等によるほか、別紙 1 及び別紙 2 のとおり取り扱うこととし、また、特別調整交付（補助）金の交付基準については、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）第 6 条及び国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令（昭和 47 年厚生省令第 11 号）第 14 条の規定に基づき、別紙 1 及び別紙 2 のとおり定めることとしたので、当該基準を踏まえて、できる限り速やかに保険料（税）の減免に係る周知広報や申請受付を開始していただきますよう、貴管内の保険者への周知等よろしく願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、申請者が直接窓口に来ていただかなくても済むよう、郵送やオンラインにより申請を受け付け、必要に応じ電話等で事実確認をする等の方法もご検討いただくようお願いいたします。

(別紙1)

○新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による市町村保険者の国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の算定基準について

1 財政支援の対象とする減免措置

財政支援の対象となる減免措置は、市町村の国民健康保険に加入している被保険者の属する世帯に係る保険料(税)について、市町村が条例に基づいて行った減免措置とする。

2 交付額の算定の基礎となる減免基準

(1) 減免の対象となる世帯及び減免額

保険料(税)の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った世帯につき、それぞれの基準により算定した額とすること。なお、いずれの基準にも該当する場合は、減免額の大きいものを適用すること。

① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 全部

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のiからiiiまでの全てに該当する世帯

【要件】

i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

ii 世帯の主たる生計維持者の前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額(以下「合計所得金額」という。)が1,000万円以下であること。

iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

【減免額の算定】

【表1】で算出した対象保険料(税)額に、【表2】の前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額( $(A \times B / C) \times (d)$ )

【減免額の計算式】

$\text{対象保険料（税）額} \times \text{減額又は免除の割合} = \text{保険料（税）減免額}$ $(A \times B / C)$
----------------------------------------------------------------------------------

【表 1】

$\text{対象保険料（税）額} = A \times B / C$
A：当該世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額
B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額 (減少することが見込まれる事業収入等が2以上ある場合はその合計額)
C：被保険者の属する世帯の主たる生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額

【表 2】

前年の合計所得金額	減額又は免除の割合 (d)
300万円以下であるとき	全部
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1000万円以下であるとき	10分の2

(注1) 世帯の主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料(税)額の全部を免除すること。

(注2) 国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当することにより、現行の非自発的失業者の保険料(税)軽減制度の対象となる者については、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより当該保険料(税)軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険料(税)の減免は行わない。

非自発的失業者の給与収入の減少に加えて、その他の事由による事業収入等の減少が見込まれるため、保険料(税)の減免を行う必要がある場合には、次のア及びイにより合計所得金額を算定すること。

ア. 【表1】のCの合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料(税)軽減制度を適用した後の所得を用いること。

イ. 【表2】の合計所得金額の算定に当たっては、非自発的失業者の保険料(税)軽減制度による軽減前の所得を用いること。

(2) 減免の対象となる保険料（税）

減免の対象となる保険料（税）は、令和元年度分及び令和2年度分の保険料（税）であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が設定されているものとする。

なお、資格取得日から14日以内に加入手続が行われなかったため、令和2年1月分以前の保険料の納期限が令和2年2月1日以降に設定されている場合については、令和2年2月分以降の保険料（税）とすること。

3 保険料（税）の減免に要する費用に対する財政支援について

国民健康保険災害等臨時特例補助金の交付要綱及び特別調整交付金の交付基準は別途通知することとしているが、次の点に留意されたいこと。

- (1) 令和元年度分の保険料（税）であって、令和2年2月1日以後に納期限がある保険料の減免を行った場合に、その10分の10に相当する額を特別調整交付金の交付対象とする予定であること。
- (2) 令和2年度分の保険料（税）であって、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に納期限がある保険料の減免を行った場合に、その10分の6に相当する額を国民健康保険災害等臨時特例補助金の交付対象とするとともに、残りの10分の4に相当する額を特別調整交付金の交付対象とする予定であること。
- (3) 4方式を採用している市町村の場合、条例に基づいて固定資産税の課税免除を実施した場合の保険料（税）の資産割の減収分についても交付対象とすること。
- (4) この取扱いは、令和2年度までとすること。



## 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した 被保険者等に対する国民健康保険料の減免

### 対 象

- 1 新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、一定の要件に該当する世帯

※事業収入等とは… 事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入のことをいう。

※上記「2」の対象については次の要件①～③のすべてに該当する世帯に限る。

### 要 件

- ① 世帯の主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較して30%以上減少している
- ② 世帯の主たる生計維持者の前年総所得金額等の合計が1,000万円以下であること
- ③ 減少が見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等以外の前年所得が400万円以下であること

### 減 免 額



対象「1」の場合は全額、対象「2」の場合は次による。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{世帯の年間保険料額} \\ \hline \text{(A)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{減少が見込まれる主たる生計維持} \\ \text{者の事業収入等に係る前年所得} \\ \hline \text{(B)} \\ \hline \end{array}
 \div
 \begin{array}{|c|} \hline \text{世帯全員の前年の} \\ \text{合計所得金額} \\ \hline \text{(C)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{減免額} \\ \hline \text{A} \times \text{B} \div \text{C} \times \text{D} \\ \hline \end{array}$$
  

前年の合計所得額	減免の割合(D)
300万円以下	100%
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1,000万円以下	20%

### 計 算 例

夫婦のみ2人世帯で前年の総所得金額等の合計が550万円以下の場合(対象「2」に該当)

 主たる生計維持者 (世帯主)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th colspan="2">前年の事業収入等</th></tr> <tr><td>給与収入</td><td>600万円</td></tr> <tr><td>給与所得</td><td>426万円</td></tr> <tr><th colspan="2">今年の事業収入見込</th></tr> <tr><td>給与収入</td><td>360万円</td></tr> <tr><td>給与所得</td><td>234万円</td></tr> </table>	前年の事業収入等		給与収入	600万円	給与所得	426万円	今年の事業収入見込		給与収入	360万円	給与所得	234万円	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th colspan="2">前年の世帯の総所得金額等</th></tr> <tr><td>給与収入</td><td>600万円</td></tr> <tr><td>給与所得</td><td>426万円</td></tr> <tr><th colspan="2">今年の世帯の総所得金額等見込</th></tr> <tr><td>給与収入</td><td>360万円</td></tr> <tr><td>給与所得</td><td>234万円</td></tr> </table>	前年の世帯の総所得金額等		給与収入	600万円	給与所得	426万円	今年の世帯の総所得金額等見込		給与収入	360万円	給与所得	234万円
	前年の事業収入等																									
給与収入	600万円																									
給与所得	426万円																									
今年の事業収入見込																										
給与収入	360万円																									
給与所得	234万円																									
前年の世帯の総所得金額等																										
給与収入	600万円																									
給与所得	426万円																									
今年の世帯の総所得金額等見込																										
給与収入	360万円																									
給与所得	234万円																									
 その他の世帯員 (配偶者)	<table border="1" style="width: 100%; height: 80px;"> <tr><td style="text-align: center;">収入なし</td></tr> </table>	収入なし	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><th colspan="2">年間保険料額</th></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">50万円</td></tr> <tr><th colspan="2">減免額</th></tr> <tr><td colspan="2" style="text-align: center;">30万円</td></tr> </table>	年間保険料額		50万円		減免額		30万円																
	収入なし																									
年間保険料額																										
50万円																										
減免額																										
30万円																										

※年間保険料額は実際の保険料額とは異なります。

## 新型コロナウイルス感染症に伴う減免例

## ケース1:前年所得額が300万円以下の世帯

世帯人数	前年所得額	今年所得見込額	賦課額	減免割合	減免額
2人	2,500,000円	1,750,000円	329,590円	100%	329,590円

## ケース2:前年所得額が300万円を超え400万円以下の世帯

世帯人数	前年所得額	今年所得見込額	賦課額	減免割合	減免額
2人	3,500,000円	2,450,000円	426,590円	80%	341,280円

## ケース3:前年所得額が400万円を超え550万円以下の世帯

世帯人数	前年所得額	今年所得見込額	賦課額	減免割合	減免額
2人	4,500,000円	3,150,000円	523,590円	60%	314,160円

## ケース4:前年所得額が550万円を超え750万円以下の世帯

世帯人数	前年所得額	今年所得見込額	賦課額	減免割合	減免額
2人	6,000,000円	4,200,000円	669,090円	40%	267,640円

## ケース5:前年所得額が750万円を超え1,000万円以下の世帯

世帯人数	前年所得額	今年所得見込額	賦課額	減免割合	減免額
2人	9,000,000円	6,300,000円	845,700円	20%	169,140円

※すべてのケースにおいて、「今年所得見込額」は前年比30%減で表示しています。

※すべてのケースにおいて、前提条件は次のとおりとする。

- ・給与所得のみ
- ・世帯の内、片方は無収入とする

## 資料 3

## 令和2年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)

歳入 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説 明
4 県支出金	3,392	2,351	5,743	特別調整交付金の増額補正 2,351千円
歳入合計	4,861,126	2,351	4,863,477	

歳出 (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説 明
2 保険給付費	3,373,378	2,351	3,375,729	傷病手当金の増額補正 2,351千円
歳出合計	4,861,126	2,351	4,863,477	

傷病手当金 計算シート

前3か月の賃金支給総額	①	705,260 円
前3か月の賃金が生じた日数の計	②	60 日
計算上の1日あたり支給額	③	7,836 円
1日あたり支給額の上限額	④	30,887 円
1日あたり支給額	⑤	7,836 円

ひと月の就労日数は20日とする  
 (①÷②×2/3) ※四捨五入あり  
 健康保険法第40条による標準報酬日額の最高等級 (※固定額)  
 最高等級が変更された場合適宜変更  
 (③と④のどちらか低い額)

支給対象日数	⑥	300 日
調整前支給額	⑦	2,350,800 円
支給対象期間に係る賃金支給額	⑧	0 円
他制度からの給付額	⑨	0 円

入院等で15か月間療養した場合  
 (⑤×⑥)  
 有給等で給料がもたらえた場合の金額  
 雇用保険等で休業補償がもたらえた場合の金額

**調整後支給額** 2,350,800 円

## \* 保険者努力支援制度と保健(険)事業

保険者努力支援制度とは

- ・2015年(平成27年)の国保等改正により、医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、市町村国保について創設し、取組みの状況に応じて交付金を交付。
- ・保険者の取組みを評価指標により点数化。交付額は【評価点数×国保被保険者数】により決定される。

### 1. 2020年度の制度概要

#### (1) 指標

保険者共通の指標	国保特有の指標
<p>指標① 特定健診・保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率</p> <p>指標② 他の健診の実施や健診結果等に基づく受診勧奨等の取組みの実施状況</p> <p>指標③ 糖尿病等の重症化予防の取組みの実施状況</p> <p>指標④ 広く加入者に対して行う予防・健康づくりの取組みの実施状況</p> <p>指標⑤ 加入者の適正受診・適正服薬を促す取組みの実施状況</p> <p>指標⑥ 後発医薬品の使用促進に関する取組みの実施状況</p>	<p>指標① 収納率向上に関する取組みの実施状況</p> <p>指標② 医療費分析等に関する取組みの実施状況</p> <p>指標③ 給付の適正化に関する取組みの実施状況</p> <p>指標④ 地域包括ケアの推進に関する取組みの実施状況</p> <p>指標⑤ 第三者求償の取組みの実施状況</p> <p>指標⑥ 適正かつ健全な実施運営の実施状況</p>

## 2. 今年度の保健(険)事業における目標

(1) 特定健診・保健指導の点数獲得：特定健診受診率の低下に歯止めをかけ、向上をさせる。  
保健指導の利用勧奨を強化する。

(2) 関係部署との連携体制：健康・スポーツ課、高齢介護課との連携推進

## 3. 高齢者の保健事業を介護予防の一体的実施事業について(新規事業)

### (1)概要

健康寿命の延伸を実現に向け、75歳以上の後期高齢者が抱える健康課題と、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険で実施してきた保健(険)事業の課題解決のために、神奈川県後期高齢者広域連合からの委託を受け実施する事業。

### (2)内容

- ・後期高齢者における健康課題の把握のための分析と対応策の企画立案(保健師)
- ・高齢者の低栄養、重症化予防に対する個別支援(管理栄養士・保健師)
- ・通いの場等への積極的な関与による健康意識の向上と健康づくりの普及啓発活動((管理栄養士・保健師))
- ・高齢者健診の受診機会の拡充